

○岡山県立図書館資料収集方針

(目的)

第1条 この収集方針は、岡山県立図書館における資料収集に関する基本的な事項を定める。

(基本方針)

第2条 基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 県域の中核としての図書館の機能を果たすため、全分野にわたる基本的な資料を幅広く収集する。
- (2) 新刊図書は積極的に収集する。
- (3) 調査・研究センターとしての機能を果たすため、大学図書館、専門図書館等との相互協力関係を考慮し、専門的かつ高度な図書等を積極的に収集する。
- (4) あらゆる情報提供の拠点としての機能を果たすため、将来にわたり対応できる資料を国際的視野に立って収集する。
- (5) 資料の種類は、図書、逐次刊行物等の印刷資料を中心とするが、視聴覚資料、電子書籍、電子資料等も収集する。
- (6) デジタル化情報の収集に配慮する。
- (7) 吉備文化資料、交通文化資料は重点的に収集する。
- (8) ビジネス支援資料の収集についても配慮する。
- (9) 資料の収集にあたっては、県内市町村立図書館等の蔵書構成をも考慮する。
- (10) 県民および県内市町村立図書館からのリクエスト資料は、必要性を考慮し収集する。
- (11) 支援用図書については、市町村の自主的読書活動を助長促進するため、地域の要求を考慮して収集する。また学校教育を支援するための資料を収集する。
- (12) 「図書館の自由に関する宣言」(日本図書館協会採択1979年改訂)に盛り込まれた資料収集に関する精神を尊重する。

(収集の方法)

第3条 資料の収集は、購入、寄贈・交換等の方法による。特に、予約限定版・私家版等入手困難な資料についても十分留意して収集する。

2 原本が入手不可能な資料については、複製による収集に努める。

(収集基準)

第4条 収集基準については、別に定める。

(資料収集委員会)

第5条 資料収集の重要事項について協議するため、資料収集委員会を設置する。

附 則

(施行期日)

1 この収集方針は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この収集方針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この収集方針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この収集方針は、令和8年4月1日から施行する。